

【重要】 緊急事態宣言発令に伴う対応について

会員各位

1月7日、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の1都3県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態宣言が発出されましたので、下記内容について周知いたします。なお、会員各位におかれましては、経済産業省及び農林水産省からの要請文にもありますように、小売業団体で作成いたしましたガイドラインを踏まえ、感染拡大防止にご協力いただきますよう、お願いいたします。

また、今回の緊急事態宣言の対象外の地域の皆様におかれましても、引き続き地元自治体の動向を注視しつつ、感染対策に万全を講じていただきますよう重ねてお願いいたします。

記

1.

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、1月7日開催の「新型コロナウイルス感染症対策本部（第51回）」会議において『基本的対処方針』が変更されました。

○同会議資料

○ポイントである『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年1月7日変更）』
【関係個所抜粋版】

○同基本方針を受け策定された、『1都3県の緊急事態措置等』を添付いたします。

なお、基本的対処方針15Pに記載の「施設の使用制限等」の部分において、今回要請対象の飲食店等以外の店舗に対する「同様の働きかけ」については、従わない場合に公表等の措置対象にはなりません。緊急事態宣言の夜8時以降の外出自粛徹底の趣旨等も踏まえ、適切な対応をしていただけますようお願いいたします。

【添付資料】

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部（第51回）資料3-1、3-2
- ②「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（関係個所抜粋）
- ③1都3県の緊急事態措置等(4セット)

2.

1月7日付で、経済産業省、農林水産省から『緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について』の要請文書が発出されました。

本文書は、昨年4月（第1波時）と同様、生活必需物資等を販売する店舗の事業継続等を要請したもので、ショッピングセンター（休業対象業種を除く）の営業について裏付けとなるものです。

【添付資料】

④新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について

以上、よろしくお願いいたします。

【本件連絡先】 日本ショッピングセンター協会 公共政策チーム

問合せ先：村上 murakami@jcsc.or.jp 高田 takada@jcsc.or.jp